

【1994年7月1日】新看護体系の導入等に係る診療報酬の改定について（諮問・答申）

中央社会保険医療協議会

諮問書

平成6年7月1日

厚生大臣 井手 正一から

中央社会保険医療協議会会長 舘 龍一郎あて

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条ノ14第1項、第43条ノ17第3項、第44条第11項、第44条ノ4第5項及び第44条ノ8第4項の規定に基づき、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）、昭和59年9月厚生省告示第147号（健康保険法第43条第1項及び国民健康保険法第36条第1項の規定に基づき厚生大臣の定める療養を定める件）、昭和59年9月厚生省告示第148号（健康保険法第44条第1項に規定する療養についての費用の額の算定方法）及び健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年3月厚生省告示第54号）をそれぞれ別紙1から5までにより改正するとともに、入院時食事療養費に係る食事療養の額の算定に関する基準、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法及び指定訪問看護の事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）をそれぞれ別紙6から別紙8までにより定め、平成6年10月1日から実施することについて、貴会の意見を求めます。

また、老人保健法（昭和57年法律第80号）第30条第1項、第31条の2第8項、第31条の3第7項、第46条の2第5項及び第46条5の2第3項の規定に基づき、老人保健法の規定による医療及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準（昭和58年1月厚生省告示第14号）、昭和61年12月厚生省告示第231号（老人保健法第31条の2第1項の規定に基づき、厚生大臣が定める療養を定める件）、老人保健法第31条の2第1項に規定する療養についての費用の額の算定に関する基準（昭和61年12月厚生省告示第232号）、老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年3月厚生省告示第72号）、老人保健施設療養費の額（昭和63年3月厚生省告示第82号）及び老人保健法第46条の5の2第2項の規定に基づく老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準（平成4年2月厚生省告示第29号）をそれぞれ別紙9から14までにより改正するとともに、老人入院時食事療養費に係る食事療養費の費用の額の算定に関する基準を別紙15により定め、平成6年10月1日から実施することについて、併せて貴会の意見を求めます。

（編注 - 別紙1から別紙15まで省略）

答申書

平成 6 年 7 月 1 日

中央社会保険医療協議会会長 舘 龍一郎から

厚生大臣 井手 正一あて

平成 6 年 7 月 1 日厚生省発保第 58 号をもって諮問のあった件については、諮問のとおり平成 6 年 10 月 1 日から実施することを了承する。

診療報酬改定の概要

改定の趣旨

1. 今回の診療報酬改定は、「疾病リスクに対する経済的不安の解消」、「サービスの質の向上や患者ニーズの多様化への対応」、「費用負担の公平化」、「給付の重点化」を基本的理念として行われた医療保険制度、老人保健福祉制度の改正と一体として、新看護体系の創設と付添看護・介護の解消、在宅医療推進のための評価、基準給食の見直し及び食事の質の向上に対する評価などを行い、良質かつ適切な医療を提供していかうとするものである。

2. 主要改定項目

(1) 新看護体系と新看護補助体系の創設

看護婦、准看護婦の評価と看護補助者の評価を分離し、患者の特性や医療機関の機能、特質に応じた看護体制の整備を図ることにより、患者 2 人に対して看護要員 1 人の体制づくりを推進し、医療機関における看護の質の向上を図る。

(2) 付添看護・介護の解消

付添看護・介護の計画的な解消を評価するとともに、付添の院内化を図るための特別の看護料、介護料(看護補助料)を創設することにより、付添看護・介護を解消し、患者、家族の負担を軽減する。

(3) 在宅医療の推進

訪問看護ステーションによる訪問看護事業の対象を難病患者、重度障害者、精神障害者等老人以外へも拡大する。

また、在宅患者への訪問栄養食事指導及び訪問薬剤管理指導を新たに評価するほか、精神障害者の社会復帰を促進するため、社会復帰施設等との連携や通院精神療法等精神科専門療法及び精神障害者の自立訓練等に関する評価を充実する。

さらに、歯科訪問診療についての評価を新設すること等により在宅医療の推進を図る。

(4) 基準給食の見直しと食事の質の向上

基準給食を入院時食事療養費に改編するとともに、多様なメニューの提供や食堂における良好な食事環境を評価するほか、入院時の栄養食事指導の評価などにより入院患者の食事の質の向上を図る。

具体的内容

医科

1 新看護体系と新看護補助体系の創設

看護婦、准看護婦及び看護補助者が一体の評価となっている現行基準看護制度を見直し、看護婦及び准看護婦を評価する体系と看護補助者を評価する体系とを組み合わせた看護体系とする。また、これにより患者2人に対して看護要員1人の体制づくりを推進する。

(1) 新看護体系

新看護料は 入院患者に対する看護職員数、看護職員全体に占める看護婦の割合、入院後の日数の組合せにより設定〔別表を参照〕

- ・ 患者対看護職員の数 2対1看護～6対1看護
- ・ 看護婦割合 看護(A)加算(70%以上)
看護(B)加算(40%以上)を設ける。

(2) 新看護補助体系

新看護補助料は入院患者に対する看護補助職員数により設定〔別表を参照〕

- ・ 患者対看護補助職員の数 3対1看護補助～15対1看護補助

2 付添看護・介護の解消

患者、家族の負担を伴う付添看護・介護を禁止し、付添のない体制への計画的な移行を評価するとともに、特に看護・介護(看護補助)を必要とする患者に対する特別の看護・介護(看護補助)を評価する。

(1) 付添看護・介護解消計画加算

新看護体系等付添のない体制に移行する計画(以下「解消計画」という)を策定し、これを実施した病院が算定(平成7年度末まで) 1日につき 20点

(2) 特別介護料

解消計画を実施中の病院又は届け出た診療所において入院中の患者で寝たきり状態等にあつて特に介護(看護補助)を必要とするものに対して、付添婦等を雇用し看護補助者として特別の介護(看護補助)を行った場合に算定(病院については平成7年度末まで、診療所については平成8年4月1日以降の別に厚生大臣が定める日まで適用)

- ・ 特別介護料 2人付き 1日につき 350点(新設)

長時間加算（3時間以上）	150点（新設）
3人付き 1日につき	250点（新設）
長時間加算（3時間以上）	100点（新設）

(3) 特別看護料

解消計画を実施中の病院又は届け出た診療所などにおいて重篤、術後特に看護を必要とする患者に看護婦又は准看護婦が特別の看護を行った場合に原則 14 日間に限り算定

・ 特別看護料	看護婦 1人付き 1日につき	1,200点（新設）
	長時間加算（3時間以上）	400点（新設）
	准看護婦 1人付き 1日につき	1,000点（新設）
	長時間加算（3時間以上）	350点（新設）
	看護婦 2人付き 1日につき	620点（新設）
	長時間加算（3時間以上）	220点（新設）
	准看護婦 2人付き 1日につき	560点（新設）
	長時間加算（3時間以上）	160点（新設）

(4) 有床診療所の看護の評価

有床診療所における付添看護・介護を解消するため、看護補助を評価し付添看護・介護のない診療所の看護料を評価するとともに入院期間が短い場合の診療所の看護料を重点的に引き上げる。

・ 診療所 1種看護料	1日につき	140点	220点（3カ月以内）
			215点（3ヵ月超）
			210点（6ヵ月超）
			205点（1年超）
・ 診療所 2種看護料	1日につき	125点	190点（3カ月以内）
			185点（3ヵ月超）
			180点（6ヵ月超）
			175点（1年超）
・ 診療所 3種看護料			
ア 付添看護・介護、特別看護及び特別介護を行わない場合			
	1日につき	115点	155点（3カ月以内）
			150点（3ヵ月超）
			145点（6ヵ月超）
			140点（1年超）
イ 付添看護・介護又は特別看護若しくは特別介護を行う場合			
	1日につき	115点	125点（6カ月以内）
			120点（6ヵ月超）

3 在宅医療の推進

訪問看護ステーションによる訪問看護を難病、重度障害者、精神障害者等老人以外の在宅患者へ拡大する他、往診、訪問診療などの評価を充実する。

また、在宅患者への訪問栄養食事指導、訪問薬剤管理指導を評価する。

精神障害者については社会復帰のための治療を評価する。

(1) 一般訪問看護制度

寝たきりなどで通院困難な状態にある在宅の難病患者や重度障害者、精神障害者等に対する訪問看護ステーションからの訪問看護などを評価

- ・ 訪問看護基本療養費 保健婦、看護婦、理学療法士、作業療法士
1日につき 5,000円
- ・ 准看護婦 1日につき 4,500円
- * 末期悪性腫瘍や神経難病の患者等を除き、週3日を限度
- ・ 訪問看護管理療養費 月の第1日目の訪問 6,600円
2日目以降 1日につき 2,600円
退院時訪問看護共同指導加算 2,600円(新設)
- ・ 訪問看護情報提供療養費(ステーション 市町村等)
月1回 1,300円
- ・ 訪問看護ターミナルケア療養費 10,000円
- ・ 訪問看護指示料 月1回 300点
退院時共同指導加算 150点(新設)

(2) 往診、在宅患者訪問診療等

- ・ 往診料 1回につき 550点 570点
- ・ 在宅患者訪問診療科 1日につき 680点 700点
- * 末期悪性腫瘍や神経難病の患者等を除き、週3日を限度
- ・ 在宅患者訪問看護・指導料
1回につき 保健婦又は看護婦 480点 500点
准看護婦 430点 450点
- * 末期悪性腫瘍や神経難病の患者等を除き、週3日を限度
- ・ 在宅訪問リハビリテーション指導管理料
1回につき(週3回を限度) 480点 500点

(3) 訪問栄養食事指導

通院困難な在宅患者に対して管理栄養士が患者の居宅を訪問して具体的な栄養食事指導を行った場合に算定

- ・ 在宅患者訪問栄養食事指導料 初回月は2回まで以後は月1回
500点(新設)

(4) 訪問薬剤管理指導

通院困難な在宅患者に対して薬剤師が患者の居宅を訪問して薬学的管理指導を行った場合に算定

- ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導料 月 1 回 550 点（新設）

4 基準給食の見直しと食事の質の向上

基準給食を入院時食事療養費に改編し、適切な評価を行うほか、多様なメニューの提供や入院時の栄養食事指導の評価、食堂における良好な食事環境等を評価する。

(1) 入院時食事療養費の新設

入院時食事療養費に基づき従来の基準給食等に準じた費用の額の設定を行う。また、診療所においても病院と同等の評価を行うこととする。

- a. 入院時食事療養（ ） 1 日につき 1,900 円

これまでの基準給食に相当する食事の提供

- ・ 特別管理加算 1 日につき 10 点 200 円

一定の基準に基づく適時適温の食事の提供について算定

- ・ 選択メニュー加算 1 日につき 50 円（新設）

複数の献立による食事の提供を行った場合に算定

- ・ 食堂加算 1 日につき 50 円（新設）

食堂における食事の提供を行った場合に算定

- ・ 医療用食品加算 1 日につき 18 点 180 円

調理加工後の栄養成分が分析、確保されている食品を提供した場合に算定

- ・ 特別加算 1 日につき 35 点 350 円

医師の発行する食事せんに基づいて特別に調理された食事を提供した場合に算定

- b. 入院時食事療養（ ） 1 日につき 1,500 円

（ ）以外の場合の食事療養

(2) 栄養食事指導

a. 入院における栄養食事指導

- ・ 入院栄養食事指導料 1 回につき（入院中 2 回を限度） 100 点（新設）

入院中の患者に対する管理栄養士による個別の栄養食事指導

b. 通院患者に対する栄養食事指導

- ・ 外来栄養食事指導 1 回につき 70 点 100 点

初回月は 2 回まで以後は月 1 回算定

c. 在宅患者に対する訪問栄養食事指導（再掲）

- ・ 在宅患者訪問栄養食事指導料 1 回につき 500 点（新設）

在宅医療を行っている通院困難な患者に対して管理栄養士が訪問して具体的な栄養食事指導を行った場合に算定

初回月は 2 回まで以後は月 1 回算定

5 精神障害者社会復帰の促進

精神障害者のグループホームや精神障害者社会復帰施設への支援の評価を行うとともに自立訓練等に関する評価を充実することなどにより、精神障害者の社会復帰を促進する。

(1) グループホームや精神障害者社会復帰施設への支援の評価

- 精神科訪問看護・指導料()

1 回につき(週3回を限度) 150点(新設)

時間加算(3時間以上、1時間につき)40点

グループホーム等に入所している複数の精神障害者に医療機関の保健婦、看護婦等が訪問した場合の訪問看護指導の評価

- 診療情報提供料(A)(130点)の算定対象の拡大 月1回

グループホーム等に入所している患者に関する診療情報を医療機関が当該グループホーム等に提供した際に算定する。

(2) 精神障害者の自立訓練等に関する評価

入院中の患者以外の患者に対して精神科デイ・ナイト・ケアの施設基準に適合する医療機関において実施した場合に算定

- 精神科デイ・ナイト・ケア 1日につき 1,000点(新設)

(3) 精神科専門療法の評価

- 通院精神療法 病院の場合 1回につき 300点 320点
診療の場合 1回につき 350点 370点
- 通院集団精神療法 1日につき 250点 270点
- 精神科作業療法 1日につき 200点 220点

歯科

1 歯科訪問診療

従来の往診料、在宅患者訪問診療科を廃止し、歯科訪問診療科を新設

- 歯科訪問診療科

1. 居宅 1日につき 620点

2. 施設(2又は3人を診察した場合) 1日につき 430点

- 歯科訪問診療時の欠損補綴等特掲技術料加算 100分の50加算

2 訪問歯科衛生指導

歯科医師の指示に基づき歯科衛生士等が訪問し実地指導を行った場合に算定

訪問歯科衛生指導料 1日につき(月4回を限度) 250点

調剤

1 訪問薬剤管理指導

通院困難な在宅患者に対して、処方せんによる指示に基づき薬剤師が患者の居宅を訪問して薬学的管理指導を行った場合に算定

- ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導料 月1回 550点

2 無菌製剤処理

在宅医療に必要な注射薬を薬局において無菌的に処理して製剤した場合に算定

- ・ 無菌製剤処理加算 1日分つき 30点